

經濟安定委員會會議錄 第十五号

昭和二十八年七月十四日(火曜日)

午前十一時五十六分開議

出席委員

委員長 佐伯 宗義君

理事 小笠 公昭君 理事 武田信之助君

理事 栗田 英男君 理事 菊川 忠雄君

秋山 利恭君 追水 久常君

長谷川 峻君 神戶 眞君

楠美 省吾君 園田 直君

飛鳥田 一雄君 石村 英雄君

小林 進君 杉村洋治郎君

中村 時雄君 山本 勝市君

出席政府委員

公正取引委 横田 正俊君

員会委員長 小室 恒夫君

通商産業事務官 (企業局長) 小室 恒夫君

委員外の出席者

専門員 園地與四松君

専門員 菅田清治郎君

本日の會議に付した事件

私的独占の禁止及び公正取引の確保
に關する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出第一〇四号)

○佐伯委員長 これより會議を開きま
す。

前會に引續き私的独占の禁止及び公
正取引の確保に關する法律の一部を改
正する法律案を議題とし、質疑を継続
いたします。菊川忠雄君より發言を求
められておりますので、この際これを
許します。菊川忠雄君。

○菊川委員 議題に入る前にちよつと
お願いをしておきたいのですが、それ
は資料提出を督促申し上げるのであり

ます。

先般經濟庁から經濟自立の五箇年計
画についての見直しとして簡単な表を
いたしておりました。ところがその当
時から、これについての年次計画的な
ものを裏打ちとしての資料としていた
だきたいという要望を申し上げてお
ります。また、理事會を通じてのこと
を重ねてお願いしておると思つたので
ありますが、まだ出ておりませんので、な
るべく早く、しかも大體独禁法が終
了するまではこれが提出をお願いした
いということを重ねてお願いするので
あります。理由としては、申し上げ
るまでもございせんが、たとえば
新聞が世論調査などをそれに発表した
場合においてすら、きわめて簡単では
ありませんが、この調査方法はどうい
う方法によつたかということ必ずつ
けて説明をされるのであります。そう
いう一つの計画を発表される以上は、
それがどういふ方法で、どういふ資料
に基いてなされたものかということが
なければ、われわれはそれを判断する
ことができない。しかも、御承知のよ
うに、最近あの資料が発表されて以來
というものは、經濟評論あるいはその
他の専門的な雑誌においてすら、あれ
が一つの政府の権威あるところの資料
であるかのごとく扱われて、それを基
礎としていろいろと日本經濟の將來の
動向などを評論されておるのでありま
す。しかも本委員會においては、まだ
あれにつきましてもどの程度政府の権威
ある資料であるかということわれわれ

れは検討してないので、委員として
もはなはだ責任の足りない点を痛感し
ておるのであります。そういう点から
いたしまして、あの資料について、年
次計画がどの程度まであつて集計され
たところの結論であるかということが
第一点であります。それからどうい
ふ調査方法に基いて、どういふ基
礎的な資料を使つてなされたのかとい
うことが第二点であります。そういう
面から、至急必要な資料を整えて出
していただきたい。時期は、この独禁法
の法案が上ると、次に日本經濟自立計
画についてのいろいろな審議が始まる
と思つたので、それに間に合うよう
にいただきたい、こういうことでご
ざいますから重ねてお願いいたします。

○佐伯委員長 ただいまの菊川君の資
料の要求に關しましては、經濟審議
長官に對しこれが提出を重ねて要望す
ることとしたします。

次に、質疑の通告がありますのでこ
れを許します。石村英雄君。

○石村委員 公取の委員長にお尋ねい
たしますが、二條の七項に、「不正
な取引方法」という規定があつて、そ
れが「公正取引委員會が指定するも
の」となつてゐるのですが、これは具
体的にどういふようによりになるの
でございましょうか。この條文を読み
ますと、公正取引委員會が指定しない
ものは不正な取引方法というものは
結局問題にならない。公正取引委員會
が指定して初めて不正な取引方法と
いうことになるように思われるのであ

りますが、この二條の七項の具體的な
処置はどういう御方針でされるか、お
伺いしたいと思います。

○横田政府委員 この点は公正取引委
員會が指定しませんが不正な取引方
法の取締りはできないわけではござい
まして、この指定につきましては、大體
種類を大きくわけますと、各業種に
するものと、特殊の業種に特有なもの
と、この二種類が考えられるのであり
まして、大體私どもの予定してござ
いますのは、現行法の二條の六項をござ
らんにしますと、かなり具體的にこれら
のことが書いてございまして、これ
に似た、各業種に通ずるいわば一般
指定といふものをいたしますと同時に
に現在たとえば、しよゆ業界あるい
は海運業界等について特別な指定を
しておりますようなものを指定した
と考へております。この指定につ
きましては、七十一條、七十二條に規
定しては、七十一條、七十二條に規定
がございまして、一般的指定の場合は
比較的簡単に告示をもつてすることに
なつておりますが、特殊の業界につ
いての場合は、その業界のいろいろな
意見を聞くために公聴會を開き、ある
いは事業者の意見を聞く等の手続を経て
やることになつておまして、これら
の指定の案につきましては、一府の案
を最近に確定した予定でございま
す。まだ確定した案は持つてございま
せん。この法律施行の日と同時にこれを
指定する、こういうふうにとりかは
りたいと考へております。

○杉村委員 關連して。私もその点を
伺いたいと思つておつたのでありま
す。この第七項に「公正取引委員會が
指定するもの」として、その次にずつ
と一、二、三、四、五、六とあつてあ
るのですが、この條文から行くと、ま
ず第一に「不当に他の事業者を差別
的に取り扱うこと」とあつて、「不当」
という字が使つてあるのであります。
以下いづれにも「不当」という字が使
つてあるのだが、公取が指定しなけれ
ば不当であつてもさしつかえないのか
どうか、不当に他の事業者を差別的に
取扱うようなことは、公取が指定しな
くてもそれ自体悪い行為じやないかと
思うのだが、それでも公取が指定しな
ければ許されるという形に、條文の体
裁からいつてなるわけですね。その点
はいかがありましよう。どうも私には
これがおかしき感じがするのです。指
定しなかつたならばかまわない、こ
ういふことになるのではないかと思
ひますが、その点はどういふふうにお考
へになつておりますか。

○横田政府委員 これはいろいろな手
違ひでこの法律の施行と指定が食い違
うというふうなことになるかと、今
仰せになりましたようなおかしなこと
になります。この点は必ず法律の施
行と同時に指定をいたしまして、その
間に不都合のないように万全を期する
予定でございまして。

○杉村委員 その施行法が出ればどう
いうことになるかもしませんが、本法
がこういうことであると、どう考へて
みてても非常におかしいんじゃないかと

私は思う。左の事項がいけないということであらば、左の事項すなわち不当に他の事業者を差別的に取扱う、あるいは不当な対価をもつて取引する、こういうことは別に公取が指定しなくても不当なだから、左の事項はいけない、不当だということを書いておいて、さらにこちらの方の本文の中にこうあれば、指定しなかつたならば、不当であつてもさしつかえないという論がどうしても本法の解釈上出て来ると思うのですが、施行法でこれを補うということはいささかどうかと思われませんが、いかがでありましょうか。

○横田政府委員 施行法で補うという趣旨ではございませんので、この法律に書いてございませうに、一応この一から六までのわくをお与えいたしまして、その中で公正取引委員会がこの法律の施行と同時に指定をいたしまして、もう少しこの内容を具体化して、できるだけつきりさせる、こういうことをやるわけではございまして、なるほど仰せのように法律自体の中に相当に詳細に書いてしまふことも一つでございしますが、しかし今後いろいろな場合も考えられますので、一応このわくをきめまして、その後適宜指定をして行くというふうにいたしたいというので、多少現行法の主義を改めまして、こういうふうにいたした次第であります。

○杉村委員 それはそうかもしれませんが、しかしそれであつたならばこのわくをきめるにしても「不当に」という字をとつた方がいいのではないか、「不当に」ということがここに書いてある以上は、不当であつても指定がなかつたならばさしつかえないのだ、こ

ういう論になるので、その点を私は言うておるのです。ただ法律の精神とか何とかいうのではなくて、條文の体裁の上からいつてどうかと思うのです。が、どうしてもそういうふうな解釈が出るか、ただそれだけの事です。

○横田政府委員 やはりここには「不当」という言葉を入れていただきませうと、あまりわくが広過ぎまして、もちろんこの各号の柱の方に、「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」というふうにしつてはございしますが、やはりこの各号のうちにも、一応「不当な」という言葉を入れていただきまして、多少ここでもしぼり、それから柱の方でもしぼる、こういうふうに入れた方がよくはないかと考えて入れてあるわけでありまして。

○杉村委員 そうすると第二條の七項に「この法律において不正な取引方法とは」ということが書いてあるのですが、その「不正」ということと一、二、三、四以下に書いてあるところの「不当」というのとはどういうふうな違ひのありましようか。私はこの「不正な取引方法」とは、左の各号「云々」ということが書いてあるのだから、「不当」という字をとつても、他の事業者を差別的に取扱うこと。という中には不正な取引方法が含まれているのではないかと。別にこの上に「不当」という文字をかきつけてもいいのじゃないか。それにもかからず、さらにこの「不当」という言葉をかきつけたのはどういうわけですか。「不正な取引方法」の「不正」という字と「不当」という字とどういふふうに解釈が違つて来るか、その点についてお伺いしたい。

○横田政府委員 この「不正な取引方法」というのは、これは一つの定義の言葉でございまして、一息に不正な取引方法というふうに読んでいただくわけではございませう。この各号にございませう「不当に」というのは、単に事業者を差別的に取扱うことだけであつたに類禁法上問題にするというところはさきかき過ぎでございまして、やはりそこには差別的取扱いがかなりおもしろくない程度に進んでおるといふような、あるいは正当な理由がないのに差別的に取扱うというふうな、そういう一つの制約を受けることが、不正取引方法をあまり広げないためには必要ではないかというので、ほとんど各号に一応この言葉が入つておるのでございまして、結局こういうものをかぶつたものが全体で不正な取引方法、こういうふうに觀念いたしたいと考えておるのでございませう。

○小笠委員 ただいま問題になつております点であります、御説明を聞きまして、不正な差別待遇を受けた場合と、不当に差別待遇を受けた場合と、同じではないですか。それはさておきまして、新しい六項というが、これは不正な取引というものの定義をしぼつたのか、広げたのかというのをまず客観的に聞きたいと思ふ。

それから第二に、先般申し上げましたように、この法律案の中には、至るところに不当という言葉があるのではありませんが、その場合の不当は明らかに不正な、非合理的なという言葉を讀まなければならぬ。しかるにこの場合は、不当と書きながら合理的だ、さしつかえないのだというふうに読める場合があるのではありませんか、他の條

章における不当とこの場合の不当とは違ひのあります。その点がはつきりしてないといふ條文が読めないと思ふのであります。その点を御説明願ひたい。

○横田政府委員 第一点の広げたのかどうかという点でございませうが、多少広げた趣旨がございませう。それは今回第五号と第六号とを、ことに第五号のごとく「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。これは必ずしも厳格な意味における不正な競争方法とはあるいは言えないのではないかと思ひますが、しかしやはりこういうことを通じていろいろ別の方の競争秩序が乱されて行くという面がございませうので、これらを追加していただいておるわけではございませう。そういうふうな観点から、競争方法というものを厳格に解しなかつと多少はみ出すようなものをも含める意味におきまして、不正な取引方法という言葉をういたのでございませう。

それから不当という言葉は、不正であるいは正当な理由なしにというふうな大体解していただいてもいいかと思ひます。場合によりまして、そこにいろいろな幅のある意味が入りました。これは各号によりまして多少のニュアンスの違いはありますが、大体正当なる理由がないというふうなものもここに含まれておるわけではございませう。

がわかりよくて、これ以外にも公共の利益に反するようなこともあると思ふから、公取が公聴会を何かを開いてきめるといふ旧法の制定の仕方の方がわかりよい。これでは今後何か不当のもので不当でないものがあるというところを予想しておいてなるように解されるのですが、いかがでありましょうか。

○横田政府委員 結局この法に一応書いておきまして、それをもう少し具体化したというものが私たちのほんとうの考え方でありまして、たとえば一号の「不当に他の事業者を差別的に取扱うこと」というのは、主としてポイントを考えておるわけでありませうが、現行法の一号のように「他の事業者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けず、又は他の事業者に対し不当に物資、資金その他の経済上の利益を供給しないこと」、こういうふうな指定の場合には少し具體的のものにする。あるいは同じような問題が海上運送法の二十八條、三十條等をごらんになりますと、いろいろ海上運送法らしいきめ方がしてございませうが、そういうふうな一号の中にいろいろなものを具体化して指定をするというのが私どもの考え方ではございまして、現行法のような行き方一つありますし、今回のような指定の方法も一つの行き方だと思ひます。この点につきましてはいろいろ研究いたしましたので、今回の方がよくはないかというところ、そういう形でお出ししたのでございませう。

○石村委員 「不当に」という言葉がやはり問題になりましたから、續いて「不当に」ということについてお尋ねいたしますが、二十四條の四の三項の

五号にあります「特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中する」云々という場合の「不当」というのはどういう意味でありますか。

○横田政府委員 これはある品種をある特定事業者に集中することによつて有効な競争が阻害せられるというのを防止する目的でこの第五号を特に入れたわけでありまして、結局この場合の「不当」というのは、今申しましたような有効な競争を阻害するやうな結果をもたらすやうな集中が「不当」というふうに解釈されると思います。

○石村委員 品種の制限をするときには、当然競争はしないということになるのじやないかと思いますが、競争するやうな品種の制限をやればカルテルの場合にも考えられるのですか。

○横田政府委員 これはたしか前にベアリングの例を引いてお話ししたと思いますが、数十社が何千にもわたる品種のものをいばめちやくちやつくつておるといふ場合に、ある種のものがある種の人だけに絞らせるといふことになると、これはいわゆる集中というようになりますが、その数千種の中の何十種というものを甲につくらせ、あとの何十種を乙につくらせ、しかもこれを完全にわけてしまわないでダブらせて、やはりある品種のものの間には競争が行われるというふうな配分をする、そうすると非常に競争も行われるし、それから自分の得意なものをつくることによつて品質の改善あるいはコストの切下げというやうなことも行われるというやうないわゆる合理化の線がこれで守られる、この兼ね合いを不当に集中するかしらないかというによつて線を引きたいというの

がこの第五号の趣旨であります。

○石村委員 再販売価格維持契約の問題であります、せんだつて問題になりましたように、たとえばデパートなんかは契約しない、ほかの町の小売商の方はこの契約をすることによつて、再販売価格維持契約もあまり効果がなくならないやうな意見が出まして、それに対して、そうしたことではデパートがやることはいけないことになるとの、だといふ御説明だつたと思ひます、そのいけないうことになるといふのは、この法律のたとえただいまの不公正な取引方法というやうなものにひつかかるのですか。再販売価格維持契約が一般的に行われた場合に、特定のデパートなんかをそれとやらに安く売るといふことが不公正な取引方法か何か、どの條文にひつかかることになるか、お話を願ひたい。

○横田政府委員 結局デパートがいけないということに、実は直接にはならないのであります、再販売価格維持制度を設けます以上は、メーカーは甲の小売商には定価を維持することを強制し、乙の者にはかつて売つてよろしいといふやうにいたしますことは、ただいま出ました第一号の不当に他の事業者を差別的に取扱ふことになりまして、これはメーカー側が不公正な取引方法を用いていふことになりまして、従ひまして、デパートにお前はかつて売つてよろしいといふ、そういう條件で卸しますと、それが不公正な取引方法になりまして、これは許されな

い、こいうことになるわけでありまして、従ひましてどうしてもデパートに卸したいといふことになれば、再販売価格維持契約をやめて、他の人にも自由に売らせるといふことにせざるを得ないのであります。その意味で第一号の不公正な取引方法というものに該当すると思ひます。

○小笠委員 すると今の再販売価格維持契約というのは契約を基本に置いておるといふのが建前でありまして、そうすると設例のデパートが買つとき、たとえば化粧品屋から買つとき、再販売価格維持契約をやつていない。その際に本舗は卸すか卸さぬかということは自由だ。もし必要があつて卸すという場合には利潤を吐き出して、あるいは利潤を狭めて売るといふ事態は想像されると思ひます。また経済界のいろいろな事情によりまして、本舗の品物が、換金投げをして流れるといふことは相当予想しなければならぬ。それを買い込んで売るといふ場合でも、この不公正取引に該当するといふふうにお考えになりますか、私はそこは問題があるのではないかと思ふのであります。デパート自体は取締めることはできないので、本舗を取締めることは明らかにできるでありますが、できるでありますが、経済界のいろ／＼な操作によつて出て来る——利潤を幾らとらなければならぬという規定もないのでありますから、デパートが、普通の小売店の定価販売するよりも安いという場合が当然考えられると思ふのです。

それから第三点にお伺ひいたしたいのは、これまでのお話の中で、いわゆるおとり販売、そういう言葉を使われておるやうであります、おとり販売とはどの程度のマージンであるか、あるいは原価を切つた場合をおとり販売と呼んでおるのか、ごくあらま

し、定義でけつてありますから、お伺ひいたしたい。

○横田政府委員 第一点の、契約がなければ問題がないではないかというお話はまさにその通りでございます、結局ほかの関係で物が流れて行つて、その先が別に契約に縛られないでかつてな値で売るといふことはある範囲においてはもちろんあるだらうと思ひます。しかし流れて行く経過において、たとえば卸商が他に売ります場合もやはりメーカーとの間の契約がありますれば、それに拘束せられてかつてな値で売るといふやうなことはできないはずであります。これはやはり小売人と卸売とメーカーとの間契約というやうなことがそういう問題がある程度拘束するのではないかと考えております。

それからおとり販売の定義でござい

ますが、これは多くの場合仕入れ価格を割つて売るといふ場合が多いと思ひますが、それが必ずしもそうともいえないのであります、原価すれ／＼に売ります、ほかの小売商は、それを専業でやつていられるものはマージンを見なければならぬ、売れないものであります、たとえば薬を専業にしておりますが、化粧品の方に手を出し、有名化粧品を原価すれ／＼に、買入れ値段すれ／＼で売るといふことも定価より

はよほど安いといふことになりましてお客はそちらに殺到するといふことになりまして、これは必ずしも仕入れ値段を割らないでもおとり販売といふことはあり得ると思ひます。

○小林(進)委員 関連して……。ちやうど私も疑問としてお伺ひするのであります、この再販売価格維持につ

いての非契約者をも拘束する、しないの問題であるのであります、何かアメリカのマックギヤ法といふのです、あの法律には従来非契約者をも拘束するといふやうに何か規定ができてゐる、内容を知らないものであります、そういうことはなか／＼法律技術もむずかしいが、そういうふうになつてゐる。最近それが非常に再検討せられて非契約者をも拘束することは不当であるといふことで、この法律が今議題に載つて改正の道程にあるといふことを承つておりますので、それに関連いたしまして、いさ少しアメリカあたりの法律と比較対象して、もつと国際的に人に笑われないやうな法文の体裁をつくる意味においてもいさ少し公取委員長の確信ある御答弁をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○横田政府委員 この再販売価格の考

え方につきましては、アメリカでも非常に問題がありまして、たとえばアメリカの司法省あるいは公正取引委員会と同じやうな役所でありまして、向うの連邦取引委員会におきましてはこの制度に対して根本的に非常な疑問を持つてゐるのであります。しかもアメリカのマックギヤ法によりますと、今仰せられましたやうに、契約するといふことにかかわらず、その契約にさういふ條項があるとなしにかかわらず、メーカーのきめました定価を割つては売れない、もしそれを割つて売れば日本でも申しますと一種の不公正な取引方法に該当するといふところまで実行つてゐるわけでありまして、こ

うなやり方と非常に問題が大きくなるわけでありまして、われ／＼はこの再販売価格維持契約の制度そのものは小売商

の非契約者をも拘束する、しないの問題であるのであります、何かアメリカのマックギヤ法といふのです、あの法律には従来非契約者をも拘束するといふやうに何か規定ができてゐる、内容を知らないものであります、そういうことはなか／＼法律技術もむずかしいが、そういうふうになつてゐる。最近それが非常に再検討せられて非契約者をも拘束することは不当であるといふことで、この法律が今議題に載つて改正の道程にあるといふことを承つておりますので、それに関連いたしまして、いさ少しアメリカあたりの法律と比較対象して、もつと国際的に人に笑われないやうな法文の体裁をつくる意味においてもいさ少し公取委員長の確信ある御答弁をお聞かせ願ひたいと思ひます。

の安定を得るために必要とは思いますが、そこまで問題を理論的に押し進めずとかなり行き過ぎの点があるのではないかと、この点は相当考えたのでありますが、中途半端ということになるかも知れませんが、この程度のもので一応この制度を日本でもやってみたらどうだ。小売商のために、生活の安定にかなりの寄与をしないかという事でこの案をお出ししたわけでありました。

○飛田委員 関連して……再販売価格の維持契約について先日東京高等裁判所の新聞販売に関する事件の判決を拝見したのですが、あれを拝見いたしました。あらためてこういう條文をつくらなくてもいいのじゃないか。現行の法律の範囲内でそう不便を感じないのじゃないかという感じがするのではありませんが、特にこういう規定を立てた理由が何か理由がありましたらお示しをいただきたい。同時にまた委員長の、この高等裁判所の判例に対する御見解を伺わしていただきたいと思っております。

○横田政府委員 あの高等裁判所の判決は、いわゆる第四條の共同行為あるいは不当な取引制限というものは、同種の業者間においてお互いに自分の事業活動を拘束し合う必要がある。生産制限を同じ業者の人が相談をやるとか、あるいは価格を協定するとか、そういうふうには、いわば横の關係のみに適用があるであつて、たとえば縦の關係、この例で申しますと、メーカーがその下位の段階にあるところの業者に對していろいろ注文をつけて、そして下の段階の者がしかたなしにそれに應じて、ここに一つの縦の契約ができ

て、その契約によつて拘束されるのは下の人だけでつて、上の段階のメーカーは別に拘束されない。こういうような關係は、いわゆる第四條の共同行為でもなければ、不当な取引制限でもない。こういう見解でありまして、この点は実は公正取引委員会の中でも、前から非常に議論をしておつた点でありまして、私の個人的な見解を申し上げます。現行法の解釈としては、それが実はいいのだというふうに、その判例がはつきりさせてくれたと思つております。しかしこの考え方につきましては、なおわれ／＼委員会の間にも、多少あきらかに思つてゐる人もあります。しかし結果でおわかりになりますように、この判例に對しては、最高裁判所に對する上告もいたしません。従いましては、いわゆる縦の關係を、第四條の適用除外あるいは不当な取引制限の適用除外に、特に第二十四條の二でやる必要は全然ないので、もしその点だけが問題なら、第二十四條の二はいいのであります。ただ問題は、ただいまも出ました不公平な取引方法の中に、今申しましたような縦の關係において、上位の者が下の者に対して品物を卸しますときに、卸してやるがここへ売れとか、この値段で売れとか、こういう條件で売れとか、いろいろなところに拘束をつけまして物を供給する。この關係は非常に危険なのであります。これは下の人の自由な事業活動を拘束し、かつその間にいろいろな競争の制限ということが行われることになりまして、この不公平な競争方法の、いわゆる第四條の「相手方の事業活動を不当に拘束する條件をもつて

取引すること。」これに該当するのでございませう。ただここでそういう定価売のような特殊のものについては、それはあるいは不当と必ずしも言えないのじゃないかというところが、はつきり確認されなければ、その四号を特にはずす必要もないとも言えるのでございませう。しかしその点は、先ほど申しましたように、やはり一般の場合に付きましては、メーカーがそういう卸売なりあるいは小売の方に向いて、いろいろ／＼そういう指し値をしたる取引先を制限したりすることはいいことには一応なつておるのであります。そういう点は、この特殊のものについては、必ず最下位の段階の定価を指定しては、それは不公平な取引方法にはならないのだというところはつきりする必要があると思つております。むしろ今の共同行為の点は判例によつて解消いたしました。今申しました不公平な競争方法にならないというところはつきりいたしますために、この二十四條の二を特に設けたわけでございます。

○飛田委員 ちよつと御説明が私からいふところがありますので、この再販売価格は、いわゆる価格の指定だけの規定だと思つてゐるのですが、何か委員長のお話ですと、それ以外に不公平な取引が行われるのを防ぐ意味だというふうに拝聴したのですが、そのことをもう少し具体的に話していただければせんか。

○横田政府委員 その他の点は、それはそれから派生していろいろ問題が起るかも知れませんが、ここで当面の問題にしておきますのは、上位のいわゆるメーカーが、縦の拘束契約を結びま

して、下位の販賣業者の取引の一條件でございませうところの対価、物を売ります値段を拘束することが、不公平な取引方法に該当する、こういうふうに申し上げたわけでありませう。

○飛田委員 関連して……今の公正取引委員長の御説明によりまして、そういう論法で行くと、この第二章の第四條というものを削除するということは、適当ではないのじゃないか。いわゆる第四條というものは残しておいて、しかも第二十四條の三と四においてこれを認めるというふうな法体系の方が、今の説明によると、いいというように、この点いかがですか。

○横田政府委員 実は四條は、先ほどお引きになりました高等裁判所の判例によりまして、こういう縦の契約には適用がないのである、こういうふうになつておりました。従つて四條が残つておりました。残つておりました。この二十四條の二というものは、いわゆる不公平な取引方法をはずすという意味において必要なものであります。別な観点から四條を残した方がいかどうかという点はまた別でございませうが、再販売価格に關しましては、四條のあるなしが問題にならない。それは判例の考え方、こういう縦の問題は四條の問題にあらずというふうにいふところからであります。

○飛田委員 この再販売価格の維持契約というものは、縦の問題だけだと思つてゐるのですが、もしそうだとすれば、高等裁判所の判決ですでに解決がついてゐる問題で、どうもあらためて特にこの規定を立てる理由がわからな

お知らせをいただきたいと思つてゐます。○横田政府委員 どうも私の説明が非常に拙劣で恐縮に存じますが、要するに横の問題でなく縦の問題でございませうが、その縦の問題が、不公平競争取引方法の第四号に触れるので、何も適用除外をいたしませんと、第四号に触れますが、触れますと、こういう価格の指定というものは違法にすることに

なりませうので、それを違法にするために、特に二十四條の二が必要だ、こういうことになるのでございませう。

○飛田委員 判例では、触れないというのではないでしようか。

○横田政府委員 触れないというのは四條に触れない、こういうことでございませう。不公平取引方法のことは何も判例はいつておらないのです。

○小笠委員 二十四條の、さつき御質問があつた四の、例の生産分野の協定の場合の不当の解釈が、どうも割切れないのであります。生産分野の協定をやる――五号であります。そのときには、当然ある程度企業経営の集中を来すものである。そうしなければならぬのであります。單純な規格のものを多量生産をして能率を上げて行こう、こういうふうな場合には、不当に特定の事業者に集中する、これがABCの商品を甲乙丙に集中してしまふ、一社主義になる、こういうことはいかぬのだというところはわかりますが、それがどの程度になれば不当でないか、それではABCの三商品について三社ずつ残つていたという場合は不当であるか。設例のようなベアリングのようなものを考えてみますと、見方によりまして、集中過程は相

当強まつて行くものだと私は思うので
す。その方が真に生産分野の協定を認
めた趣旨に合つておる。別の見地から
の批判は別として、いわゆる能率ある
いは合理化という見地から見ると、当
然にその経過をたどるものだと思う。
従いまして、写真機にいたしましても、
あるいはミシンにいたしましても、
部品生産の関係におきましては相当集
中化して来る傾向を持つのであります
が、またそれをねらつておる。そうす
ると不当というものは、どの程度でや
りますか、運用上これは非常にむずか
しいと思うのであります。不当は一
定の品種の中に競争関係をまだ残して
おくのだ、こういう御説明であります
が、二社でも競争関係は残る、これは
どの程度にお考えになつておるのか、
もう少しはつきり御説明を願いたい。

○横田政府委員 この不当の認定は、
おつしやる通り非常にむずかしいと思
います。それを抽象的な言葉で説明
しろとおつしやいますと、私が先ほど
ベアリングの例で申し上げたような、
きわめて抽象的なことになるのでござ
います。これは結局その業界の実態と
申しますか、同じような力のものが並
んでおる場合と、非常に強いものと最
下位のものととの間にいろいろな段階の
あるもの、あるいは業者が非常に数が
少ない場合と非常に多い場合と、またい
ろいろその間に違いがあると思ひます
ので、結局そういう個々の場合の特殊
性に即しまして、この不当の内容を決
定するよりしかたがないと思ひます。
抽象的に申しますと、先ほど申しまし
ながらやはり競争による創意の発揮と
いうようなことを阻害しないようにと

いうのが第五号のねらいと心得ており
ます。

○小笠委員 能率あるいは合理化の線
を途中でやめようという考え方であり
ます。真に合理化カルテルを認めて
やつて行くならば、この規定というも
のはいらぬのじやないかと私は思う。
認定に際しての行政運営で行けるのじ
やないかと考えるのです。それで真に
産業の自立をはかり、経済の合理化、
能率化をはかつて行くという見地に
おいて、途中でやめて行くという見地
にたならば不正になるのだ、独占化を
来すのだといつて考えておる考え方
というものは、私は納得できぬのであ
ります。その点を経済政策的な考え方
としてどの程度まで割り切つて考えて
おるのか、どうもこの條文があること
によつて合理化カルテルを認めながら
へつびり腰で及んでおると認めざるを
得ないであります。

この第五号のような線が出ざるを得
ないというふうに私は考えておりま
す。

○小笠委員 お考えはわかりますが、
ただ実際運用上にこういうような文句
がありまして、非常に認定がむずかし
くなる、少くとも公正無私、明鏡止水の
気持で判定がなかつてできない。そう
するとねらつたところの合理化ができ
ない、あるいはまたそういう考え方
をとるというものでない、運用におい
て横田さんの言われるような認定が諸
情持から乱されはせぬかと私は思うの
です。そこで今申し上げましたような
運用上の点において十分公正な見地に
立たれんことをお願いいたします。

味におきましてカルテルの認められる
幅が広まつたということは事実だと思
います。

○石村委員 それで山本委員の説にな
るのですが、だから結局山本さんの意
見を徹底させると、強硬カルテルはい
かぬ、結局また私的独占になつても
いかぬ、結局また私的独占になつても
いかぬという御意見だと思ひますが、
そういうことになると、結局二十四條
の不況カルテルなんか今度適用除外を
しておるのです。あれを除いた方がむ
しろ山本委員のお説に合致することに
なるように思うのですが、委員長はど
ういうふうに御判断になりますか。

おると思ひます。また消費者及び関係
事業者の利益を不当に害するおそれ
がないこと、これも一定の事実の状態を
示しておつて、協定それ自身の中に含
まれてゐる協定当事者の意思とは無関
係の事実であります。この四の場合に
「その共同行為に参加し」云々、「不当
に制限しない」云々というところが協定
の内部に現れた意思であるか、ある
いは現実の事象として不当に制限しな
いこと、こういう現実の事象状態を意
味するものか、これを伺いたいと思
うのです。

○横田政府委員 この第四号は大体こ
ういうカルテルを認めるにしまして
も、それがいわゆる加入を強制しある
いは出ようと思つても出さないとい
うような、きわめて拘束的なものであ
つてはいけぬという考えに基くのでご
ざいます。この点はたとへば協同組
合その他独占禁止法上いわゆる共同行
為あるいは結合が、他の場合ならば違
法とするものを一応認めております
べつの場合について、ついでにおる一
つの條件でございまして、これは要する
にアウトサイダーとして自分はやつて
行く、自分はそんなつもりない相談な
どはやらぬ、りつぱにやつて行けると
いう者がある場合に、それを無理に引
きずり込むというやうなことをやる、
あるいは入つてみたがどうも動きが
あましくない、自分は外におつてわが
道を行きたいという者を無理やりに拘
束するといふやうなことで困るとい
うので、結局この共同行為をしておる
具体的団体は無理やりに入る、ある
いはそれから出ることを制限するとい
ふことについては、このカルテルを認
めない、こういう趣旨でございま

て、これは規則の上にはつきりとだれでも入れるとか、出るのは自由であるとか、そういうことが書いてあります。ただではいけないのでありまして、現実の動きがこの第四号の條文のように不当に制限してはいけないということが必要でございます。

○飛田委員 その制限する主体は、カルテル共同行為者だけに限るのですか、それとも違つてやつてもよろしいのでしょうか。

○横田政府委員 これは結局一応カルテル行為者だけでございますが、しかしやはり今申しましたように、それは事実の状態でございまして、そういうふうに入らせないものがあるいは背後にいろ／＼なものがありまして、その結果入らざるを得ないとか、あるいはどうしても出られないとかいうようなものがございまして、これはやはり四の條件を欠くこととなります。

○飛田委員 よくわかりました。その背後というものは政府も入りますか。

○横田政府委員 これは場合によつてはあるいは入るかと思ひます。

○飛田委員 私の実はお聞きしたいことは、たとえば業者たちがカルテルを結んでも、それを政府がうるから原綿の割当をしないとかあるいは輸入制限をするとかいうことで、そこに一見意思の共通がないようにわべは見えながら、実質的には第四の状態を形づくつて行く、任意カルテルから強制カルテルにかえて行くというふうな事態が今後もしばしば出て来ると思ふのです。そういう場合に当然外見的には政府と業者のカルテルとは意思の共通がないというように見えながら

も、実質的には脱退あるいはそれに参加することを強制する、こういう事態が今後もしばしば出て来ると思ふのですが、そういう場合にはこの四の條件を欠く、こういうことで認可の取消し、ないしは変更を命ぜられるのでありましようか、その点を伺ひたいと思ひます。

○横田政府委員 これは政府が正当な権限に基いていろ／＼やる場合は別でございますが、そういうものがない場合はおつしやつたような制限を設けま

○飛田委員 そうすると、この四の状態が生じても、政府の行為が正当な権限に基いていろ／＼の場合には別個だ、こういうことでしょうか。

○横田政府委員 そういふふうに考え

○飛田委員 そういたしますとこの四の規定は、政府の行政行為によつて完全に左右できる規定である、場合に

は政府の自由な政策によつて実現して行くことができる、こういう法律解釈でしうか。私そんなことはあり得ないと思ふのです。それならばこんな法律は、つくらない方がいいというふう

とすれば、政府が行おうと何が行おうとそれは当然これに触れて来る、こういうことではなければ法律の意味を失つてしまふと思ふのです。

○横田政府委員 それは大体この組合に入らなければ外貨の割当をやらぬとか何とかいうことは、どうも多くの場合において政府の正当な権限に基く行為と見られないのであります。

○飛田委員 そういたしますと、公取の方へ勧告を出しになつておられましたが、綿紡の繰短の場合などは、原綿割当をしないという行為は政府の不当なる行為である、こういうふうにお考えをいただけるでしょうか。

○横田政府委員 その点はわれ／＼も実は根本的に疑問を持つておる問題でございまして、一体政府の勧告に

○飛田委員 最後に横田先生に伺ひたいのですが、こういうぐあいに法律策なり何なりによつてその内容を自由に

○飛田委員 最後は横田先生に伺ひたいのですが、こういうぐあいに法律策なり何なりによつてその内容を自由に

権に置かないようにこの四号を修正していただけないかどうか、この点もお聞かせいただきたいと思ひます。

○横田政府委員 結局この法律の運用の問題が主だろつと思ひますが、私の

なほ、今お話の点は、行政庁の独占禁止法違反のような実体を持つた動き

を何とか防止するといひますか、そのものを抑止して行くような法制を考え

○飛田委員 そういたしますと、あなたの御解釈によつても、この四の規定から、行政庁の行政行為によつて事

○横田政府委員 そのおそれはあると思ひます。

して、これはあるいは公取委員長としては非常に答えにくい問題かも知れませんが、お伺ひをいたしたい。先般通産大臣に聞いたときには、通産省がこれはカルテルを許可してもよろしいであらうというふうに考へてこれを公取の方にまわした場合には、おそらく公取も同意見であらう、そこは一致するであらうというところを通産大臣は強調せられておつたようでありまして、私はこの点に關して非常に疑問を持つておるのであります。たとえば、昨日の、綿紡のカルテルの結果は真に不況であつたか、あるいはその結果繰短勧告というものが成功したかどうかというふうな質疑に對しては、通産大臣の答弁といふものはまづ矛盾に満ちておりました、この質疑過程からわれ／＼の感じたことは、きつめて安易な考へ方で、あるいは業者の簡単な依頼によつて繰短勧告をしたのではな

なければならぬ、かように私は考へておる。通産大臣は、公取の基準と私の方の認可基準とは、私の方が公取にまわした場合においては、おそろく一致するだらうというような、きわめて素人論をはいおるけれども、公取の方の御見解はどうか。これは非常に公取委員長としては答えにくい問題であらうとは考えますが、あえてこの点に關しての委員長の明快なる御答弁をお願いいたします。

○横田政府委員 その問題はそうお答えしにくいものでございします。要するに、認可基準は同じでございします、見方が非常に違ふのだらうと思ひます。私もばあくまでも独占禁止法の線から見ると、結果、通産大臣の見解と見解を異にする場合は、ちろん出て来ると思ひます。なるだけそういうことがないような線で認可がなされるのが最も望ましいのでございしますが、しかしわれ／＼といたしましては、あくまでもこの法律の規定に従ひまして厳格な認定をいたしたいと考へます。

○栗田委員 そこで、私は通産省を疑うわけではありませんが、こういうことも十分に警戒をしなければならぬといふことは、なか／＼公取の認定を受けるのはめんどろだといふようなことから、たとえある一つの問題を取上げて公取にまわしたところがなか／＼通産省と公取の見解が一致しないといふようなことから、かつてに監督等をやつて、公取というものを浮き上らしてしまふような行政指導をあるいはやるのじやないかといふような懸念を私は非常に持つてゐるのでありますが、この点はどうか。

○横田政府委員 この点はたしか前にも出たと思ひますが、私もとしましては、こういう道を開きました上に、さらに通産省が行政措置をもつてもつと程度の軽い場合に操短を命ずるといふようなことは全然あり得ないといふふうに考へております。この点は、私からいへば、そう申し上げても、実際の衝に當る通産省あるいはその他の主務大臣がどういふふうな今後運営されるか、かわかりませんけれども、そもこの制度を開きまして、こういう條件を設けて、この條件以内において操短をやるといふようなことになりまして以上は、通産大臣がこの趣旨を踏みにじるような行政措置といふものは決して許すものではないといふふうに私は考へております。

○中村(時)委員 通産省の次長に關するたいのすけれども、あなたの方の答弁の内容におきましては、景氣の変動までこのカルテルによつて安定するといふような安易感が多分出て来るわけなんです、一体あなたは、カルテルによつて今の經濟機構がそこまで推し進められると思つていらつしやるのですか。

○小室政府委員 景氣の変動の波をカルテルで完全に抑制できるというように安易には考へておりません。

○中村(時)委員 そういたしますと、別な問題として、やはりそこに一つの根本的な問題があるといふことになつてゐるわけですね。カルテルによつてそういうところまで行けないといふ本質的な問題が出て来るわけですが、その本質的な問題としてはどのようなお考えを持つていらつしやるのですか。

○小室政府委員 たいへんむづかしいお尋ねになつて参りましたが、何か、今の經濟の態勢のことなどを理論的に申せといふ意味ですか。

○中村(時)委員 それが、あなたの方の考え方が、かんによつて、結果において今この問題の認可権の問題とひつかつて来る、そういうことでしよう。

○小室政府委員 どうも、經濟態勢全般のことについて私談の者が答弁するのは僭越でございしますから……

〔「名答弁だ」と呼ぶ者あり〕

○中村(時)委員 それではそれは大臣に伺うことにいたしまして。そうすると、あなたの方の考へてゐる經濟政策の一環としてカルテルが出て来た、あなたの答弁からいへばそうでしよう。

○小室政府委員 今まで、不況に際してあるいは合理化の目的を達成するための業界の自衛的措置あるいは自主的措置も実は禁止せられておつたので、その禁止を解除する、それはもちろん經濟政策的な考慮といふものはこの改正の背後にございしよう。しかしそれはあくまでも行き過ぎたものを是正するといふことであります。

○中村(時)委員 そこまで深く考へられて——まあ、深くか深くかやないかわからないけれども、そこまで考へていらつしやつたにもかかわらず、あの操短の場合に突如問題としてあなたの方の考へてみられた上での措置をとられたのかどうか。それをお聞きしたい。

○小室政府委員 当時操短の勧告をいたしましたところに、独禁法の改正の今日のような原案がはつきりした姿で描かれておつたとは思ひませんが、しか

し不況の際に自主的な措置が講ぜられような方向へ独禁法が改正せられたら非常に幸いであるといふ方、當時においてわれ／＼は考へておりました。

○中村(時)委員 独禁法が改正されたら幸いであるといふことは、その當時は改正されてなかつた、それでしよ。改正されてない、つまり現行法に照してあなたの方の行為といふものを考へられたかといふことを聞いておるのです。

○小室政府委員 適當な表現かどうか存じませんが、多分に緊急避難的な氣持があつたと思ひます。(笑聲)

○中村(時)委員 それでは公取委員長にお尋ねいたしますが、今言つたように、そういう非常に曖昧模糊とした態度をもつて行政措置をしておられたので、さうしますと、實際この法文の上から行きましたら、あの行政官庁のつた行為といふものは當然違反するものであると私は思つてゐるわけなんです。それに対して、もしもそれが違反でないとおつしやるならば、この條文といふものは必要ない。何も言わなくたって通産省なり各官庁がかつてにやれることなんです。一体それはどういふふうにお考へになつてゐるか、その点をお答え願ひたい。

○横田政府委員 この点は結局、われわれの対象になりますのは事業者の共同行為、カルテルでございまして、あの便法の際は政府の勧告による行為といふことに見ましたので、正式な措置をいたしませんでしたが、しかし業者の動きによりまして、単に通産大臣といふものを通じて業者がカルテルをやつてゐるといふ認定が証拠上その他の

關係で法理論的にもできますれば、獨禁法の対象となり得ると思ひます。

○飛田委員 今のお話は、綿紡の人たちがカルテルをつくつて行く、そのカルテルが現実にいて運法である、しかしそれは通産省の行政行為によつて行われたものだから取調への対象にならない、こういうお話なんです、ぼくら非常に単純に考へておるのです、これは一種の救済行為ではないでしようか。ともかくこの場合に通産省の人たちは、こうすればこうなるという結果についての御認識は十分にあつたはずで、この点については争ひ得ない。しかもそれが行政行為の形式はとりながら現実には生ずべき結果の認識があつたとすれば、その結果の認識がこの法令に違反してゐるといふことは今の通産省の方の御答弁でも明白に現われております。その違反の事實を明白に認識しておるとすれば、これは一種の救済行為だと私は思ふのですが、どうでしようか。

○横田政府委員 救済行為といふことになりまして前に、一体獨禁法のいふゆる共同行為がそこで成立したかどうかといふことになるわけがございします。成立したといふことになれば、その成立にいろいろ／＼努力したものは、もしそれが事業者であればもちろん獨禁法上の問題になり得ますが、その根本が問題なのであります。

○佐伯委員長 本日はこれにて散會いたします。次会は明十五日午前十時より開會いたします。

午後一時十六分散會

昭和二十八年七月二十一日印刷

昭和二十八年七月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局